

○山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程

平成元年9月1日

公安委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規程は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務を山口県警察本部長（以下「本部長」という。）、高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）に専決させること等について必要な事項を定め、もってその事務の適正かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「専決」とは、公安委員会の権限に属する事務について常時公安委員会に代わって決裁することをいう。

(専決事務の範囲)

第3条 公安委員会は、別表第1又は別表第2に定めるところにより、本部長又は署長に公安委員会の権限に属する事務を専決させるものとする。ただし、同表の30の表第59条第2項の項、第59条第3項の項及び第108条の34の項の事務で高速道路における交通警察の運営に関する規則（昭和46年国家公安委員会規則第3号）第1条に規定する高速道路（別に定める区間を除く。）に係るものについては、高速隊長に専決させるものとする。

(専決事務の制限等)

第4条 前条の専決事務のうち、公安委員会において特にその内容を了知しておく必要があると認められる事案については、その処分前に、当該事案の内容を公安委員会に報告するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、公安委員会の権限に属する事務が次の各号のいずれかに該当する場合は、公安委員会の決裁を受けるものとする。

(1) 事案につき疑義若しくは紛議があるもの又は処理の結果紛争を生ずるおそれがあるもの

(2) 事案が重要若しくは異例に属し、又は先例となるもの

(3) 事案の処理について特に公安委員会から指示があったもの

(部長等の専決)

第5条 本部長は、第3条の規定により専決することができる事務のうち、定例かつ軽易なものについては、山口県警察本部（以下「本部」という。）の部長、課長又は隊長に専決させることができる。

(専決事項の報告)

第6条 本部長、高速隊長及び署長は、第3条の規定により専決処理した事務については、その概要を取りまとめ、速やかに公安委員会に報告するものとする。この場合において、高速隊長及び署長が行う報告は、本部長を経て行うものとする。

- 2 前項の規定は、前条の規定により、本部長が本部の部長、課長又は隊長に専決させた事務について準用する。

附 則

この規程は、平成元年9月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月1日公安委員会規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第1号に掲げる講習に係る事務の専決については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年12月28日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成3年7月1日公安委員会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年2月28日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月17日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成4年4月20日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成4年10月23日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年5月10日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年6月20日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成6年6月20日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年1月31日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成7年1月31日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月30日公安委員会規程第4号)
この規程は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月21日公安委員会規程第5号)
この規程は、平成7年7月21日から施行する。

附 則 (平成7年7月28日公安委員会規程第6号)
この規程は、平成7年7月28日から施行する。

附 則 (平成7年10月13日公安委員会規程第7号)
この規程は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 (平成8年8月30日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月31日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成9年10月31日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月16日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月29日公安委員会規程第3号)
この規程は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月1日公安委員会規程第4号)
この規程は、平成11年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（16の表に係る部分を除く。）、別表第2の3の表第3条第2項の項の次に次のように加える改正規定、同表第7条第5項の項の改正規定、同表第7条第6項の項の次に次のように加える改正規定及び別表第2の4の表の改正規定（第12条第1項の項を改める部分及び第20条の4第2項の項を加える部分を除く。）は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月29日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月7日公安委員会規程第3号)
この規程は、平成12年7月7日から施行する。

附 則 (平成12年11月24日公安委員会規程第5号)
この規程は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成13年1月5日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年2月20日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成13年2月20日から施行する。

附 則 (平成14年2月26日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月17日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則 (平成15年8月22日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月18日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月21日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成17年7月19日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成17年7月19日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成17年11月25日公安委員会規程第7号)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日公安委員会規程第8号)

この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月7日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成18年7月7日から施行する。

附 則 (平成18年9月15日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成18年9月15日から施行する。

附 則 (平成19年6月1日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。ただし、別表第1の72の表第24条の項、別表第1の61の表第38条第15項の項及び第38条第16項の項並びに別表第1の60の表第32条の2の2第4号の項の改正規定、別表第1の59の表の改正規定（同表を別表第1の62の表とする部分を除く。）並びに別表第2の30の表第24条の項及び別表第2の25の表第108条の2第1項第11号の項の改正規定は、同月2日から施行する。

附 則 （平成19年9月28日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 （平成20年2月29日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 （平成20年5月9日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成20年5月13日から施行する。

附 則 （平成20年5月30日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 （平成20年6月27日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成20年6月27日から施行する。

附 則 （平成20年7月4日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成20年7月4日から施行する。

附 則 （平成20年11月28日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 （平成20年12月12日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成20年12月18日から施行する。

附 則 （平成21年5月29日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 （平成21年8月7日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成21年8月10日から施行する。

附 則 （平成21年12月4日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成21年12月4日から施行する。

附 則 （平成22年3月19日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 （平成23年3月18日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年3月2日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年10月30日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 （平成25年7月5日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成25年7月5日から施行する。

附 則 (平成25年10月4日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成25年10月4日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成27年3月1日から施行する。ただし、第3条及び別表第1の37の表の改正規定、別表第1の80の表に次のように加える改正規定並びに別表第1の81の表に次のように加える改正規定は、同年2月27日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日公安委員会規程第2号)

この規程は、平成28年3月23日から施行する。ただし、別表第1の21の表の改正規定は、同年3月18日から施行する。

附 則 (平成28年6月10日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成28年7月15日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

附 則 (平成28年11月25日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 (平成28年11月29日公安委員会規程第6号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日公安委員会規程第7号)

この規程は、平成29年1月3日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成29年5月26日公安委員会規程第4号)

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

附 則 (平成29年6月13日公安委員会規程第5号)

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 (平成30年10月19日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成30年10月24日から施行する。ただし、別表第1の27の表の改正規定は、同月19日から施行する。

附 則 (令和元年6月11日公安委員会規程第1号)

この規程は、令和元年6月13日から施行する。

附 則 (令和元年8月30日公安委員会規程第3号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月29日公安委員会規程第4号)

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日公安委員会規程第1号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日公安委員会規程第2号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日公安委員会規程第2号)
この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和4年5月6日公安委員会規程第3号)
この規程は、令和4年5月6日から施行する。

附 則 (令和4年5月13日公安委員会規程第4号)
この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日公安委員会規程第2号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月21日公安委員会規程第3号)
この規程は、令和5年7月21日から施行する。

附 則 (令和5年9月1日公安委員会規程第4号)
この規程は、令和5年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日公安委員会規程第1号)
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月30日公安委員会規程第3号)
この規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日公安委員会規程第2号)
この規程は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第二の二十九の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月25日公安委員会規程第4号)
この規程は、令和7年8月26日から施行する。

附 則 (令和7年9月30日公安委員会規程第5号)
この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の30の表第108条の2第1項第11項の項の改正規定は、同年9月30日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本 部 長 に よ る 専 決 事 項

1 行政手続法 (平成5年法律第88号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第5条第1項	審査基準の設定
第5条第3項	審査基準の公表
第6条	標準処理期間の設定及び公表
第12条第1項	処分基準の設定及び公表

第13条第1項第1号	聴聞の決定
第13条第1項第2号	弁明の機会の付与の決定
第15条第1項	聴聞の通知
第15条第3項 〔準用〕 第22条第3項 第25条 第31条	所在不明者に対する聴聞（弁明の機会の付与）の通知に係る掲示
第16条第3項・第4項 〔準用〕 第31条	代理人の資格に関する書面の受理
第18条第1項・第2項・第3項	文書等の閲覧の許可及び閲覧の日時等の指定
第19条第1項	主宰者の指名
第24条第4項	聴聞調書等の閲覧の許可
第29条第1項・第2項	弁明書等の受理
第30条	弁明の機会の付与の通知

2 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条第1項 〔準用〕 第24条第2項	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更
第9条第2項 〔準用〕 第24条第2項	変更申出書の受理
第9条第3項 〔準用〕 第24条第2項	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の通知
第10条第2項	文書等の閲覧の日時等の通知
第11条第1項 〔準用〕 第24条第1項	提出物目録の作成
第11条第2項 〔準用〕 第24条第1項	提出物目録の写しの交付

第11条第3項 〔準用〕 第24条第1項	証拠書類等の返還
第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知及び公示
第19条第2項	聴聞調書等の閲覧の許可の通知
第21条第1項	弁明録取者の指名

3 山口県行政手続条例（平成7年山口県条例第1号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項	審査基準の設定
第4条第3項	審査基準の公表
第5条	標準処理期間の設定及び公表
第11条第1項	処分基準の設定及び公表
第12条第1項第1号	聴聞の決定
第12条第1項第2号	弁明の機会の付与の決定
第14条第1項	聴聞の通知
第14条第3項 〔準用〕 第21条第3項 第24条 第28条	所在不明者に対する聴聞（弁明の機会の付与）の通知に係る掲示
第15条第3項・第4項 〔準用〕 第28条	代理人の資格に関する書面の受理
第17条第1項・第2項・第3項	文書等の閲覧の許可及び閲覧の日時等の指定
第18条第1項	主宰者の指名
第23条第4項	聴聞調書等の閲覧の許可
第26条第1項・第2項	弁明書等の受理
第27条	弁明の機会の付与の通知

4 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年山口県公安委員会規則第3号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条第1項 〔準用〕 第24条第2項	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更

第9条第2項 〔準用〕 第24条第2項	変更申出書の受理
第9条第3項 〔準用〕 第24条第2項	聴聞の期日（弁明の日時）又は場所の変更の通知
第10条第2項	文書等の閲覧の日時等の通知
第11条第1項 〔準用〕 第24条第1項	提出物目録の作成
第11条第2項 〔準用〕 第24条第1項	提出物目録の写しの交付
第11条第3項 〔準用〕 第24条第1項	証拠書類等の返還
第12条第1項	聴聞の審理の公開の通知及び公示
第19条第2項	聴聞調書等の閲覧の許可の通知
第21条第1項	弁明録取者の指名

5 行政不服審査法（平成26年法律第68号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	利害関係人の参加の許可
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	利害関係人に対する参加の要求
第15条第3項	審査請求人の地位を承継した旨の届出の受理
第15条第6項	審査請求人の地位の承継の許可
第21条第2項	処分庁等を経由した審査請求書等の受理
第22条第1項・第2項	誤った教示によりされた審査請求に係る審査請求書の送付及び審査請求人への通知
第22条第3項	誤った教示によりされた再調査の請求に係る再調査

	の請求書又は再調査の請求録取書の送付及び再調査の請求人への通知
第23条	審査請求書の補正の命令
第25条第4項	緊急の必要があると認めるときの執行停止
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項	審査請求書又は審査請求録取書の写しの送付
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	弁明書の提出の要求
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第5項	弁明書の送付
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書又は意見書の送付
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項	口頭意見陳述の機会の付与
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日等の指定
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第3項	補佐人とともに出頭することに係る許可
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	口頭意見陳述の制限
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第5項	質問の許可
第32条第3項	処分の理由となる事実を証する書類その他の物件の提出
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第32条第3項	証拠書類等を提出すべき期間の設定
第9条第3項の規定によ	物件の提出の要求

り読み替えて適用する第3 3条	
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 4条	参考人の陳述又は鑑定の要求
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 5条第1項	検証の実施
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 5条第2項	検証の日時等の通知
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 6条	審理関係人への質問
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 7条第1項・第2項	審理関係人からの意見の聴取
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 7条第3項	審理手続の期日等及び審理手続の終結の予定時期の 決定並びに通知
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 8条第2項	提出書類等の提出人からの意見の聴取
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 8条第3項	提出書類等の閲覧の日時等の指定
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第3 9条	審理手続の併合又は分離
第9条第3項の規定によ り読み替えて適用する第4 1条第3項	審理手続を終結した旨の通知
第51条第2項	裁決の送達
第51条第4項	裁決書の謄本の送付
第53条	証拠書類等の返還
第82条第1項・第2項	不服申立てをすべき行政庁等の教示
第83条第3項	不服申立書の送付

第84条	情報の提供
第85条	処理状況の公表

6 山口県公安委員会に対する審査請求に関する規則(平成 28 年山口県公安委員会規則第 4 号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 5 条第 2 項	総代が選任又は解任された旨の通知
第 6 条第 1 項	参加の許可をした旨又はしない旨の通知
第 6 条第 3 項	新たに参加人となった旨又は参加を取り下げた旨の通知
第 8 条	執行停止をした旨又はしない旨の通知
第 9 条	執行停止を取り消した旨の通知
第10条第 1 項	審査請求の取下げがあった旨の通知
第10条第 2 項 〔準用〕 第17条第 4 項	証拠書類等及び物件の返還
第12条	反論書又は意見書を提出すべき期間の通知
第13条第 2 項 〔準用〕 第19条第 3 項 第21条第 3 項 第22条第 3 項	口頭意見陳述録取書の作成
第14条	補佐人とともに出頭することに係る許可をした旨又はしない旨の通知
第15条	証拠書類等を提出すべき期間の通知
第16条第 1 項 〔準用〕 第19条第 3 項 第20条第 4 項 第21条第 3 項	物件の提出を求める旨又は求めない旨の通知
第17条第 1 項	提出物目録の作成
第17条第 2 項	提出物目録の写しの交付
第17条第 3 項	証拠書類等又は物件の返還
第18条	証拠書類等又は物件の提出を受けた旨の通知
第19条第 1 項	参考人の陳述若しくは鑑定を求める旨又は求めない旨の通知
第20条第 1 項	検証をする旨又はしない旨の通知

第20条第3項	検証調書の作成
第21条第1項	質問をする旨又はしない旨の通知
第21条第2項	質問の期日等の通知
第22条第1項	意見の聴取の期日等の通知
第24条	審理手続の併合又は分離の通知
第26条	公示の方法による送達をした旨の通知

7 山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第11条各項	公文書の全部若しくは一部を開示する旨又は開示をしない旨の決定
第12条第2項	期間の延長
第14条第1項	事案の移送
第15条第1項・第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与

8 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第82条各項	保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨又は開示をしない旨の決定
第83条第2項	保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨又は開示をしない旨の決定の期間の延長
第85条第1項、第96条第1項	事案の移送
第86条第1項	第三者に対する意見書提出の機会の付与
第93条各項	保有個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定
第94条第2項	保有個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定の期間の延長
第101条各項	保有個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定
第102条第2項	保有個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定の期間の延長

9 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第13条第1項	裁定のための報告の徴収等
第13条第2項	裁定のための公務所等からの報告の徴収

10 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第20条第 2 項	犯罪被害者等給付金支払請求書等の交付
第23条第 2 項	申請書の添付書類の省略の決定

11 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成 20 年法律第 80 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 8 条第 1 項	裁定のための報告の徴収等
第 8 条第 2 項	裁定のための公務所等からの報告の徴収

12 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成 20 年国家公安委員会規則第 20 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 2 条第 2 項	申請書の添付書類の省略の決定
第 3 条第 2 項	オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書の交付

13 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成 28 年法律第 73 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第13条第 1 項	裁定のための報告の徴収等
第13条第 2 項	裁定のための公務所等への協力の要請

14 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成 28 年国家公安委員会規則第 23 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第10条第 2 項	国外犯罪被害弔慰金等支払請求書の交付
第12条第 2 項	申請書の添付書類の省略の決定

15 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 5 条第 2 項 〔準用〕 第15条の 2 第 8 項 第15条の 2 第 9 項 第30条の 8 第 4 項	意見聴取の期日等の通知及び公示

第30条の8第5項	
第7条第1項 〔準用〕 第8条第7項 第15条の2第8項 第15条の2第9項 第15条の4第2項 第30条の8第4項 第30条の8第5項 第30条の12第2項	指定（指定の取消し、警戒区域の変更）の公示
第7条第3項 〔準用〕 第8条第7項 第15条の2第8項 第15条の2第9項 第15条の4第2項 第30条の8第4項 第30条の8第5項 第30条の12第2項	指定（指定の取消し、警戒区域の変更）の通知
第7条第4項 〔準用〕 第15条の2第8項 第30条の8第4項	公示事項の変更の公示
第8条第3項	指定暴力団連合の指定の取消し
第13条	援助の申出の受理及び援助
第14条第1項	事業者に対する援助
第14条第2項	責任者に対する講習の実施
第14条第3項	責任者に対する講習の通知
第15条第4項、第15条の2第5項、第30条の11第3項	標章の貼付け
第15条第5項、第15条の2第6項、第30条の11第4項	標章の取除き
第28条第1項	離脱希望者に対する援護等
第28条第3項	離脱希望者の状況についての報告の徴収
第32条の3第1項	申出の受理
第32条の3第5項	改善に必要な措置の命令
第33条第1項	報告又は資料の徴収並びに立入検査及び質問

第34条第2項 〔準用〕 第35条第5項	意見聴取の期日等の通知及び公示
第36条第1項・第3項	国家公安委員会への報告
第36条第2項・第3項	国家公安委員会からの通報の受理
第36条第4項	官庁、公共団体その他の者への協力の要請

16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第19条第3項	受講修了書の交付
第21条第1項、第30条第1項	指定の期限の延長の通知
第35条第1項	提出資料目録の作成
第35条第2項	提出資料目録の写しの交付
第35条第3項	提出資料の返還
第38条	標章の取除き
第39条、第40条第1項	他の公安委員会への照会及び他の公安委員会からの照会に対する回答
第40条第2項	他の公安委員会への書類等の送付
第41条第1項	他の公安委員会への協力の依頼及び必要な協力
第41条第2項	他の公安委員会との連絡及び適切な措置
第47条第1項・第2項	特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものの認定
第47条第3項 〔準用〕 第48条第3項	郵便又は信書便による送達（交付送達）の記録の作成

17 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則（平成3年国家公安委員会規則第5号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条第1項	代理人選任届出書の受理
第10条第1項	申請書の受理及び補佐人の許可
第10条第2項	補佐人の許可の通知
第11条	補佐人の付添いの勧告
第12条第1項	参考人の出席要求
第12条第2項	申出書の受理

第12条第3項	参考人の出席要求の通知
第16条第1項	意見聴取の期日等の変更の申出の受理
第16条第2項	意見聴取の期日等の変更の決定(公安委員会が主宰者である場合に限る。)
第16条第3項	意見聴取の期日等の変更の通知及び公示
第17条第1項	陳述書の提出の要求
第17条第2項	陳述書の受理
第34条第2項	意見聴取の期日外における証拠調の実施の通知
第35条第1項	提出物目録の作成
第35条第2項	提出物目録の写しの交付及び提出物の返還
第37条	意見聴取調書の閲覧の供与
第38条	意見聴取の公示に伴う措置
第39条第1項・第2項	当事者がその地位を失った場合の措置
第40条第2項	意見聴取の再開の通知及び公示
第41条第2項	特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものの認定及び郵便又は信書便による送達(交付送達)の記録の作成

18 暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第1条第1項	申請書の受理
第2条	指定の公示
第3条第1項	名称等の変更の届出の受理
第3条第2項	名称等の変更の公示
第3条第3項	定款等の変更の届出の受理
第7条第1項	相談事業規程の承認
第8条第1項	相談事業の開始の届出の受理
第8条第2項	相談事業の開始の届出の公示
第9条第1項	相談事業の休止等の届出の受理
第9条第2項	相談事業の再開の届出の受理
第9条第3項	相談事業の休止等の公示
第12条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理
第12条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理
第12条第3項	事業の運営等の報告又は資料の提出要求
第13条第1項	役員の解任の勧告
第13条第2項	暴力追放相談委員の解任の勧告
第14条	指定の取消しの公示

19 不当要求情報管理機関登録規程（平成 3 年国家公安委員会告示第 5 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 2 条	登録
第 4 条第 1 項 〔準用〕 第 8 条第 2 項 第 10 条第 2 項	登録申請書の受理
第 5 条 〔準用〕 第 8 条第 2 項 第 10 条第 2 項	登録の実施
第 6 条 〔準用〕 第 8 条第 2 項 第 10 条第 2 項	登録証の交付
第 8 条第 1 項	登録の更新
第 9 条第 1 項	変更届出書の受理
第 9 条第 2 項	登録証の書換え
第 10 条第 1 項	移転登録
第 11 条	事業の廃止の届出の受理
第 12 条第 1 項	登録の取消し
第 12 条第 2 項	登録の取消しの通知
第 13 条	登録証の返納の受理
第 14 条	登録に係る事業の実施状況の報告の要求

20 山口県暴力団排除条例（平成 22 年山口県条例第 37 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 20 条	説明の請求又は資料の徴収

21 山口県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年山口県公安委員会規則第 1 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 4 条	説明書の受理
第 5 条	口頭による説明を聴取させる警察職員の指名

22 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
---------	-----------

第20条第2項	遊技機の認定
第20条第4項	遊技機の検定
第24条第6項 〔準用〕 第31条の23	管理者講習の実施
第31条の6第1項 〔準用〕 第31条の6第3項	無店舗型性風俗特殊営業に係る他の公安委員会への 処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処 分移送通知書の受理
第31条の6第2項第1号	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
第31条の11第1項 〔準用〕 第31条の11第3項	映像送信型性風俗特殊営業に係る他の公安委員会へ の処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの 処分移送通知書の受理
第31条の11第2項第1号	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
第31条の21第1項 〔準用〕 第31条の21第3項	無店舗型電話異性紹介営業に係る他の公安委員会へ の処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの 処分移送通知書の受理
第31条の21第2項第1号	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
第35条の4第3項 〔準用〕 第35条の4第5項	接客業務受託営業に係る他の公安委員会への処分移 送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送 通知書の受理
第35条の4第4項第1号	接客業務受託営業を営む者に対する指示
第38条第1項	少年指導委員の委嘱
第38条第5項	少年指導委員研修の実施
第38条第6項	少年指導委員の解嘱
第38条の2第1項	立入り
第38条の2第2項	少年指導委員に対する指示
第38条の2第3項	少年指導委員からの報告の受理
第41条第2項	聴聞の期日等の公示
第41条の3第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの 通報の受理
第41条の3第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの 通報の受理
第42条	飲食店営業等の営業停止に関する所轄庁への通知
第44条	風俗営業者の団体等の届出の受理

23 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 1 条第11号ハ(2)	遊技機の点検及び取扱いを適正に行うに足りる能力を有すると認める者の認定

24 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第110条	風俗環境保全協議会の委員の委嘱

25 風俗環境浄化協会等に関する規則 (昭和 60 年国家公安委員会規則第 3 号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 1 条	指定申請書の受理
第 2 条	名称等の公示
第 3 条	名称等の変更の届出の受理及び公示
第 5 条第 1 項	事業計画書等の受理
第 5 条第 2 項	事業報告書等の受理
第 5 条第 3 項	報告又は資料の徴収
第 7 条	指定の取消しの公示

26 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 1 条第 1 項	認定申請書の受理
第 1 条第 4 項第 1 号イ・第 2 号イ	遊技機の点検及び取扱いに関し十分な知識及び技能を有し、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができると認める者の認定
第 1 条の 2	認定申請書等の補正の要求
第 2 条第 1 項	認定に関する試験の実施
第 2 条第 2 項	認定に関する再試験の実施及びその結果の報告の命令
第 2 条第 3 項	認定に関する遊技機又はその部品の提出の要求
第 3 条第 2 項	認定をした旨の通知
第 3 条第 3 項	認定をしない旨の通知
第 5 条第 2 項	認定の取消しの理由の通知及び弁明の機会の供与
第 5 条第 3 項	認定の取消しの通知
第 7 条第 1 項	検定申請書の受理
	検定申請者が同一の型式に属する遊技機を製造する

第7条第2項第3号へ	能力を有することにつき適正に判定することができる者の認定
第7条第2項第4号へ	検定申請者が同一の型式に属する遊技機を輸入する者であることにつき適正に判定することができる者の認定
第7条の2第2項	確認申請書の受理
第7条の2第3項	確認証明書の交付
第7条の2第4項	変更届出書の受理
第7条の2第5項	廃止届出書の受理
第7条の2第7項	確認の取消しの通知
第7条の3	検定申請書等の補正の要求
第8条第1項	検定に関する試験の実施
第8条第2項	検定に関する再試験の実施及びその結果の報告の命令
第8条第3項	検定に関する遊技機の部品の提出の要求
第9条第1項	検定の合格の通知及び公示
第9条第2項	検定の不合格の通知
第11条第3項	検定の取消しの理由の通知及び弁明の機会の供与
第11条第4項	検定の取消しの通知及び公示
第12条第1項	試験事務の委託の公示
第29条第1項	試験事務の実施
第29条第2項	試験事務の実施の公示
第30条	試験事務の引継ぎ

27 少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項	少年指導委員の活動区域の設定
第8条	解嘱理由の通知及び弁明の機会の供与

28 警備業法（昭和47年法律第117号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条	警備業を営む者としての認定
第5条第2項	認定をした旨の通知
第7条第2項	認定の有効期間の更新
第11条第2項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付

第22条第2項第1号	警備員指導教育責任者講習の実施
第22条第2項第2号	警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者と同 等以上の知識及び能力を有する者であることの認定
第22条第5項 〔準用〕 第23条第5項 第42条第3項	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警 備業務管理者資格者証）の書換え
第22条第6項 〔準用〕 第23条第5項 第42条第3項	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警 備業務管理者資格者証）の再交付
第22条第8項	警備員の指導及び教育に関する講習の実施
第23条第1項	検定の実施
第23条第4項	合格証明書の交付
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付
第42条第2項第1号	機械警備業務管理者講習の実施
第42条第2項第2号	機械警備業務管理者講習の課程を修了した者と同 等以上の知識及び能力を有する者であることの認定
第46条	報告又は資料の徴収
第48条	警備業者に対する指示
第50条第2項	聴聞の期日等の公示
警備業法の一部を改正す る法律（平成16年法律第5 0号）附則第5条	検定合格者審査の実施

29 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第39条第3項	警備員指導教育責任者の兼務の承認
第60条	機械警備業務管理者の兼務の承認

30 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条 〔準用〕 第13条	警備員指導教育責任者講習（機械警備業務管理者講習） の実施の公示
第3条第4号	警備員指導教育責任者講習の対象者の認定

第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付
第7条第2項 〔準用〕 第12条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書(機械警備業務 管理者講習修了証明書)の再交付
第10条	現任指導教育責任者講習の通知
第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付

31 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条第3項	警察職員の指定
第7条	検定の実施の公示
第8条第2号	2級検定者と同等以上の知識及び能力を有すると認 める者の認定
第10条	受検票の交付
第11条	成績証明書の交付
第12条第1項	成績証明書の書換え
第12条第2項	成績証明書の再交付
附則第9条	検定合格者審査の実施の公示

32 機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則(昭和58年山口県公安委員会規則第1号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条	機械警備業者の即応体制の整備の基準の特例認定

33 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第13条第1項	報告又は資料の徴収
第14条	探偵業者に対する指示

34 質屋営業法（昭和25年法律第158号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第7条第2項	質物保管設備の基準の告示
第26条第2項	聴聞の期日等の公示
第27条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの 通知の受理

35 古物営業法（昭和24年法律第108号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第21条の5第1項	古物競りあっせん業者に係る認定
第21条の6第1項	外国古物競りあっせん業者に係る認定
第25条第2項	聴聞の期日等の公示
第26条	盗品等に関する情報の提供
第27条第1項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
第27条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理

36 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第12条第1項	行商従業者証等の様式の承認
第12条第2項	承認をし、又は承認を取り消した様式等の公示
第19条の7第1項 〔準用〕 第19条の12	認定をした旨の通知及び公示
第19条の7第2項 〔準用〕 第19条の12	認定をしない旨の通知
第19条の9第2項	認定古物競りあっせん業者に係る変更の届出書の受理
第19条の10第1項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
第19条の10第2項 〔準用〕 第19条の14第2項	認定を取り消した旨の公示
第19条の13第1項	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止又は変更の届出書の受理
第19条の14第1項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し
第22条第1項	承認申請書の受理
第23条	盗品売買等防止団体に係る承認
第24条第1項	承認をした旨の通知及び公示
第24条第2項	承認をしない旨の通知
第25条第1項	変更届出書の受理
第25条第3項	名称等の変更の公示
第25条第4項	承認申請書の添付書類の変更後の事項を記載した書類の受理

第25条第5項	業務規程又は情報管理規程の変更の認可
第26条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理
第26条第2項	事業報告書及び収支計算書の受理
第26条第3項	報告又は資料の徴収
第27条	是正又は改善の勧告
第28条第1項	廃止届出書の受理
第28条第3項	廃止届出書の提出があった旨の公示
第29条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
第29条第2項	承認を取り消した旨の公示

37 行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条	承認申請書の受理
第5条	資料の徴収
第6条第1項	作成・交付事業の廃止の届出の受理
第7条	承認の取消しの通知

38 金属くず類回収業に関する条例（昭和32年山口県条例第32号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第24条第2項	聴聞の期日等の公示

39 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第1項	変更の届出の受理
第3条第2項	登録業務の実施要領の変更の承認
第5条第1項	事業計画書等の受理
第5条第2項	事業報告書等の受理
第6条	報告又は資料の徴収

40 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条第1項	援助の申出の受理及び援助
第9条第2項	事例分析の実施の委託

41 不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関

する規則（平成 11 年国家公安委員会規則第 12 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 1 条第 2 項	書類等の提出要求

42 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成 15 年法律第 65 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第11条	錠取扱業者団体に対する援助

43 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 12 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 3 条第 3 項において準用する第 2 条第 2 項	報告又は資料の徴収

44 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第13条、第15条第 2 項第 1 号	インターネット異性紹介事業者に対する指示
第15条第 1 項 〔準用〕 第15条第 3 項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理
第17条第 1 項	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
第17条第 2 項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理
第20条	登録誘引情報提供機関への情報の提供

45 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 3 条第 1 項第11号	捕鯨用標識銃等製造業の届出の受理
第 3 条第 1 項第12号	捕鯨用標識銃等販売業の届出の受理
第 3 条第 1 項第13号	クロスボウ製造業の届出の受理
第 3 条第 1 項第14号	クロスボウ販売業の届出の受理
第 3 条第 1 項第15号	輸出用刀剣類製作業等の届出の受理
第 3 条第 3 項	銃砲等又は刀剣類の所持に係る使用人の届出の受理
第 3 条の 2 第 2 項	拳銃部品の所持に係る使用人の届出の受理

第4条第1項・第5項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可
第5条の3第1項	猟銃等講習会の開催
第5条の3第2項	猟銃等講習修了証明書の交付
第5条の3第4項 〔準用〕 第9条の14第3項	猟銃等講習会（年少射撃資格講習会）開催事務の一部委託
第5条の3の2第1項	クロスボウ講習会の開催
第5条の3の2第2項	クロスボウ講習修了証明書の交付
第5条の3の2第4項	クロスボウ講習会開催事務の一部委託
第5条の4第1項	技能検定の実施及び技能検定に使用する猟銃の指定
第5条の4第2項	技能検定合格証明書の交付
第5条の5第1項	技能講習の実施
第5条の5第4項	技能講習開催事務の一部委託
第6条第2項	国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣類の所持の許可
第8条第10項 〔準用〕 第8条の2第4項 第9条の8第5項 第9条の12第4項 第11条第12項 第11条の2第6項 第24条の2第8項 第27条第3項	売却代金の交付
第9条の2第1項	指定射撃場の指定
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定
第9条の4第1項	教習射撃場の指定
第9条の4第2項 〔準用〕 第9条の9第2項	教習射撃指導員（練習射撃指導員）の選任又は解任の届出の受理
第9条の5第2項	射撃教習受講資格の認定
第9条の6第2項 〔準用〕 第9条の11第2項	教習用備付け銃（練習用備付け銃）に関する届出の受理
第9条の6第3項 〔準用〕	教習用備付け銃（練習用備付け銃）への番号又は記号の打刻命令

第9条の11第2項	
第9条の7第3項 〔準用〕 第9条の11第2項 第10条の6第6項 第10条の8第2項 第10条の8の2第2項	教習用備付け銃の保管の設備等の改善等の命令
第9条の9第1項	練習射撃場の指定
第9条の10第2項	射撃練習資格の認定
第9条の13第1項	年少射撃資格の認定
第9条の14第1項	年少射撃資格講習会の開催
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付
第9条の16第1項	クロスボウ射撃資格の認定
第10条の6第2項	立入検査及び質問
第10条の8第1項	猟銃等保管業の届出の受理
第10条の8第4項	猟銃等保管業の廃止の届出の受理
第10条の8の2第1項	クロスボウ保管業の届出の受理
第10条の8の2第4項	クロスボウ保管業の廃止の届出の受理
第12条第1項	聴聞の期日等の公示
第12条の3	報告の徴収又は指定する医師の受診命令
第13条	銃砲等又は刀剣類の検査及び報告の徴収
第13条の2	公務所等からの報告の徴収
第14条第4項	登録に係る都道府県教育委員会からの通知の受理
第16条第2項	登録証の返納に係る都道府県教育委員会からの通知の受理
第17条第3項	登録を受けた銃砲刀剣類の譲受け等の届出に係る都道府県教育委員会からの通知の受理
第18条の2第3項	刀剣類の製作の承認に係る都道府県教育委員会又は文化庁長官からの通知の受理
第21条の3第1項 第4号	譲渡用等準空気銃製造業等の届出の受理
第22条の2第1項 〔準用〕 第22条の3第2項	輸出用模造拳銃製造業等の届出の受理
第27条の2第2項	立入検査及び質問
第27条の3	警察官等による拳銃の譲受け等の許可(緊急やむを得ないと認められる場合で危害予防上の措置が十分に

	講じられていると認められるときに行われるものに限る。)
第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱
第28条の2第3項	猟銃安全指導委員への情報の提供
第28条の2第6項	猟銃安全指導委員研修の実施
第28条の2第7項	猟銃安全指導委員の解嘱
第29条第1項	申出の受理
第29条第2項	調査の実施及び適当な措置

46 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第5条第3号	試験研究施設の構造設備の条件の設定
第21条第2項	猟銃等講習会の開催日時等の公表
第22条	猟銃等講習における考査
第24条第2項	クロスボウ講習会の開催日時等の公表
第25条	クロスボウ講習における考査
第27条第1項	技能検定の実施日時等の通知
第36条第1項	年少射撃資格講習会の開催日時等の公表
第37条	年少射撃資格講習における考査

47 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第1条第2項	申請書等の提出部数の設定
第4条第2項	銃砲刀剣類製造等届出書の記載事項の変更の届出書の受理
第4条第3項	受理した旨を記載した銃砲刀剣類製造等届出書の交付
第4条第4項	事業廃止の届出の受理
第6条第2項	使用人届出済証明書の交付
第6条第3項	使用人でなくなった旨の届出の受理
第10条第1項第1号	必要な知識経験を有する医師の認定
第12条第2項 〔準用〕	推薦取消しの通知の受理
第42条第2項	
第43条	射撃指導員指定申請書の受理
第44条	射撃指導員指定書の交付
第46条第2項	射撃指導員指定書の再交付の申請の受理及び再交付

第50条 〔準用〕 第64条	教習射撃場指定申請書（練習射撃場指定申請書）の受理
第54条 〔準用〕 第68条	教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書の受理
第58条第2項 〔準用〕 第72条	受理した旨を記載した届出書の交付
第90条第1項	保管業届出書の受理
第90条第2項	保管業届出書の記載事項の変更の届出書の受理
第90条第3項	受理した旨を記載した届出書の交付
第100条第2項	準空気銃製造等届出書の記載事項の変更の届出書の受理
第100条第3項	受理した旨を記載した届出書の交付
第100条第4項	事業廃止の届出の受理
第102条第3項 〔準用〕 第103条第2項	模造拳銃製造等届出書（模擬銃器製造等届出書）の記載事項の変更の届出書の受理
第102条第4項 〔準用〕 第103条第2項	受理した旨を記載した届出書の交付
第102条第5項 〔準用〕 第103条第2項	事業廃止の届出の受理
第117条	台帳への登載及びその整理

48 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第10条	指定射撃場指定申請書の受理
第13条	記載事項変更届の受理

49 猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項	猟銃安全指導委員の活動区域の設定
第2条第2項	関係者への周知の措置

第 8 条	解嘱理由の通知及び弁明の機会の付与
-------	-------------------

50 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第24条第 1 項、第50条の 2	猟銃用火薬類等の輸入の許可
第24条第 3 項、第50条の 2	猟銃用火薬類等の輸入の届出の受理
第43条第 2 項	立入検査及び質問
第52条第 1 項	知事からの意見照会に対する回答
第52条第 2 項	知事からの通報の受理
第52条第 3 項	国土交通大臣からの緊急措置通報の受理
第52条第 4 項	知事に対する措置の要請

51 火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 4 条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

52 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 9 条第 1 項	猟銃用火薬類等輸入許可申請書の受理
第 9 条第 3 項	輸入許可書の交付
第 9 条第 4 項	輸入許可書記載事項変更届の受理

53 武器等製造法（昭和 28 年法律第 145 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第28条第 1 項	経済産業大臣又は知事からの通報の受理

54 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第74条第 1 項	知事からの通報の受理

55 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第87条第 1 項	知事からの通報の受理

56 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第18条第 5 項	放射性同位元素等の運搬の届出の受理
第18条第 6 項	放射性同位元素等の運搬に関する指示
第42条第 1 項	放射性同位元素等の運搬に関する報告の徴収
第43条の 2 第 1 項	放射性同位元素等の運搬に関する立入検査

57 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 259 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第18条	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

58 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和 56 年総理府令第 30 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 2 条第 4 項	受理した旨を記載した運搬届出書の交付
第 3 条第 3 項	放射性同位元素等運搬指示書の交付

59 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第11条第 7 項 〔準用〕 第11条の 4 第 2 項	市町村長等からの通報の受理

60 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第59条第 5 項	核燃料物質等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付
第59条第 6 項	核燃料物質等の運搬に関する指示
第59条第 7 項	運搬証明書への指示内容の記載
第59条第 9 項	運搬証明書の記載事項の変更の届出の受理及びその書換え
第59条第10項	運搬証明書の再交付
第67条第 1 項	核燃料物質等の運搬に関する報告の徴収
第68条第 1 項	核燃料物質等の運搬に関する立入検査

61 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第50条	返納に係る運搬証明書の受領
第51条第 1 項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

62 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第17条第 1 項	特定物質の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付
第17条第 2 項	特定物質の運搬に関する指示
第17条第 3 項	運搬証明書への指示内容の記載
第32条第 1 項	特定物質の運搬に関する報告の徴収
第33条第 2 項	特定物質の運搬に関する立入検査

63 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 192 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 3 条の 2	運搬証明書の記載事項の変更の届出の受理及びその書換え
第 3 条の 3	運搬証明書の再交付
第 3 条の 4	返納に係る運搬証明書の受領
第 3 条の 5 第 1 項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

64 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第56条の27第 1 項	届出対象病原体等の運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付
第56条の27第 2 項	届出対象病原体等の運搬に関する指示
第56条の27第 3 項	運搬証明書への指示内容の記載
第56条の30	届出対象病原体等の運搬に関する報告の徴収
第56条の31第 1 項	届出対象病原体等の運搬に関する立入検査

65 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第21条	運搬証明書の記載事項の変更の届出の受理及びその書換え
第22条	運搬証明書の再交付
第23条	返納に係る運搬証明書の受領
第24条第1項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

66 航空法（昭和27年法律第231号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第131条の2の5第9項、 第131条の2の6第4項、 第134条第5項	国土交通大臣との協議

67 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第8条第1項	疑わしい取引の届出の受理
第8条第4項	疑わしい取引の届出に係る事項の通知
第17条	特定事業者に対する勧告

68 行進及び集団示威運動に関する各市条例（岩国、光、防府、山口、萩各市条例）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
各市条例各条	許可及び許可条件の付与

69 道路交通法（昭和35年法律第105号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項	交通の規制（信号機の設置によるものを除く。）
第15条の3第1項	遠隔操作による通行の届出の受理
第15条の3第3項	届出番号等の通知
第15条の5第1項	遠隔操作型小型車の使用者からの報告又は資料の徴収及び遠隔操作型小型車の使用者に対する検査又は質問
第15条の6	遠隔操作型小型車の使用者に対する指示
第22条の2第1項	最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示
第22条の2第2項 〔準用〕 第66条の2第2項	監督行政庁との協議

第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付
第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付
第45条の2第4項	返納に係る高齢運転者等標章の受領
第49条第1項	パーキング・メーターの設置及び管理
第51条の4第4項	放置違反金の納付命令
第51条の4第6項	納付命令の原因となる事実等の通知及び弁明の機会の供与の通知
第51条の4第7項	所在不明者に対する弁明の機会の供与の通知に係る掲示
第51条の4第12項	納付命令をしないこととした旨の通知及び仮納付に係る金額の返還
第51条の4第13項	放置違反金の納付の督促
第51条の4第14項	滞納処分
第51条の4第17項	納付命令の取消しの通知及び放置違反金等に相当する金額の還付
第51条の5第1項	報告又は資料の徴収
第51条の5第2項	官庁、公共団体その他の者への照会又は協力の依頼
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告
第51条の8第4項 〔準用〕	法人の登録（登録の更新）
第51条の8第7項	
第51条の9	適合命令
第51条の10	登録の取消し
第51条の11第1項	登録を受けた法人からの報告の徴収及び登録を受けた法人に対する検査
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付
第51条の13第1項第1号イ	駐車監視員資格者講習の実施
第51条の13第1項第1号ロ	駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者であることの認定
第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令
第58条の4	過積載車両の使用者に対する指示
第66条の2第1項	過労運転に係る車両の使用者に対する指示
第74条の3第5項	安全運転管理者等の選任及び解任の届出の受理
第74条の3第6項	安全運転管理者等の解任命令
第74条の3第8項	安全運転管理者等講習の通知
第75条第3項	

〔準用〕 第75条の2第3項	監督行政庁からの意見聴取
第75条第5項 〔準用〕 第75条の2第3項	聴聞の期日等の公示
第75条第9項 〔準用〕 第75条の2第3項	自動車の使用制限書の交付及び標章のちょう付
第75条第10項 〔準用〕 第75条の2第3項	標章除去申請書の受理及び標章の除去
第75条の2の2第1項・第2項	報告又は資料の提出要求
第75条の12第1項	特定自動運行の許可
第75条の12第2項	申請書の受理
第75条の13第1項 〔準用〕 第75条の16第2項	特定自動運行計画の審査
第75条の13第2項 〔準用〕 第75条の16第2項	国土交通大臣等又は市町村の長からの意見聴取
第75条の15第1項 〔準用〕 第75条の16第2項	許可の条件の付与
第75条の15第2項 〔準用〕 第75条の16第2項	許可の条件の変更又は新たな許可の条件の付与
第75条の16第1項	特定自動運行計画の変更の許可
第75条の16第3項・第4項	変更の届出の受理
第75条の17	許可した旨の公示
第75条の25第1項	特定自動運行実施者からの報告又は資料の徴収及び 特定自動運行実施者に対する検査又は質問
第75条の25第4項	官庁、公共団体その他の者への照会又は協力の依頼
第75条の26第1項	特定自動運行実施者に対する指示
第75条の26第2項 〔準用〕 第75条の27第2項	監督行政庁からの意見聴取

第75条の27第3項	許可の取消しの公示
第75条の28第3項	仮停止に係る報告の受理
第75条の29	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの 通報の受理
第89条第1項	運転免許申請書及び質問票の受理並びに運転免許試験の実施
第89条第2項	質問票の交付
第89条第3項	技能検査の実施及び技能を有する旨を証する書面の 交付
第90条第4項 〔準用〕 第90条第7項	弁明をなすべき日時等の通知及び弁明の機会の供与
第90条第8項、第103条第 6項	適性検査を受け、又は医師の診断書を提出すべき旨の 命令
第90条第11項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの 通知の受理
第91条	運転免許の条件の付与及び変更
第91条の2第1項	運転免許の条件の付与及び変更の申請の受理
第91条の2第2項	申請による運転免許の条件の付与及び変更
第91条の2第3項	申請による運転免許の条件の付与及び変更の審査
第92条第1項	運転免許証の交付
第92条第2項	異なる種類の運転免許を与えるときの運転免許証の 交付
第95条の3の規定により 読み替えて適用する第92 条第2項	異なる種類の運転免許を与えるときの免許情報記録 の書換え
第93条第2項	運転免許の条件の運転免許証への記載
第95条の3の規定により 読み替えて適用する第93 条第2項	運転免許の条件の免許情報記録個人番号カードへの 記録
第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届出の受理及び変更事 項の記載
第95条の5第2項の規定 により読み替えて適用す る第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届出の受理
第94条第2項	運転免許証の再交付
第95条の2第1項・第5項	特定免許情報の記録の申請の受理

〔準用〕 第106条の3第3項	
第95条の2第3項	特定免許情報の記録
第95条の2第4項、第106条の3第1項	返納に係る運転免許証の受領
第95条の2第6項、第101条の4の2第2項 〔準用〕 第106条の3第3項	特定免許情報の記録の申請に併せて行う運転免許証の交付を希望しない旨の申出の受理
第95条の2第10項	免許情報記録の抹消
第95条の2第11項	運転免許証の交付の申請の受理
第95条の5第4項	国家公安委員会からの通報の受理
第97条の2第1項第3号イ・ロ・第5号、第101条の4第2項	認知機能検査の実施
第97条の2第1項第3号イ・ハ・第5号、第101条の4第2項	運転技能検査の実施
第98条第2項	自動車教習所の届出の受理
第98条第3項 〔準用〕 第108条の32の2第4項	自動車教習所に対する指導又は助言
第98条第5項 〔準用〕 第108条の32の2第4項	自動車教習所からの報告又は資料の徴収
第99条の2第4項	技能検定員資格者証の交付
第99条の3第4項	教習指導員資格者証の交付
第99条の6第1項	指定自動車教習所からの報告又は資料の徴収及び指定自動車教習所に対する検査又は質問
第100条の2第1項	再試験の実施
第100条の2第4項 〔準用〕 第100条の3第3項	再試験の通知
第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理
第100条の3第1項 〔準用〕 第100条の3第3項	他の公安委員会への試験移送通知書の送付及び他の公安委員会からの試験移送通知書の受理

第101条第1項	運転免許証等更新申請書及び質問票の受理
第101条第3項	更新期間等を記載した書面の送付
第101条第4項	運転免許証等更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付
第101条第5項	運転免許証等の更新時の適性検査の実施
第101条第6項前段	運転免許証等の更新
第101条第6項後段	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
第101条の2第1項	特例更新申請書及び質問票の受理
第101条の2第2項	特例更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付
第101条の2第3項	更新期間前の適性検査の実施
第101条の2第4項	更新期間前の運転免許証等の更新
第101条の2の2第3項	他の公安委員会が住所地を管轄する者が更新申請書の提出に併せて行う免許情報記録の書換えの申請の受理
第101条の2の2第4項	運転免許証等の更新時の適性検査の実施
第101条の2の2第5項	他の公安委員会への適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の送付並びに他の公安委員会からの適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の受理
第101条の2の2第6項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
第101条の2の2第7項	適性検査の実施及び通知
第101条の4第5項	高齢者講習等の日時等を記載した書面の送付
第101条の4の2第1項	更新時の運転免許証の交付
第101条の4の2第3項	更新時の免許情報記録の書換え
第107条の規定により読み替えて適用する第101条の4の2第3項	更新をした旨を証する書面の交付
第101条の4の2第4項	他の公安委員会が住所地を管轄する者からの返納に係る運転免許証の受領
第101条の5	報告の徴収
第101条の6第1項	医師からの届出の受理
第101条の6第2項	医師からの確認の求めに対する回答
第101条の6第4項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

第101条の7第1項・第2項	臨時認知機能検査の実施及び通知
第101条の7第4項・第5項	臨時高齢者講習の実施及び通知
第102条第1項・第2項・第3項・第4項・第5項・第6項	臨時適性検査の実施及び検査の期日等の通知又は医師の診断書の提出命令
第103条第3項 〔準用〕 第103条第5項 第104条の2の3第8項 第107条の5第9項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理
第103条第9項 〔準用〕 第107条の5第9項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
第103条の2第5項 〔準用〕 第107条の5第10項	仮停止通知書の受理及び運転免許証の受領
第103条の2第6項 〔準用〕 第107条の5第10項	処分移送通知書の送付とともに行う他の公安委員会への仮停止通知書及び運転免許証の送付並びに他の公安委員会からのこれらの書類の受理
第104条第1項後段 〔準用〕 第104条の2の2第6項 第104条の2の4第6項 第107条の5第4項	意見の聴取の期日等の通知及び公示
第104条第3項 〔準用〕 第104条の2の4第6項 第107条の5第4項	参考人等の出頭要求
第104条の2第2項 〔準用〕 第104条の2の3第7項 第107条の5第4項	聴聞の期日等の公示
第104条の2の2第1項	再試験の結果による運転免許の取消し
第104条の2の2第3項 〔準用〕	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理

第104条の2の2第5項	
第104条の2の2第7項	他の公安委員会への処分の通知及び他の公安委員会からの処分の通知の受理
第104条の2の4第3項 〔準用〕 第104条の2の4第5項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理
第104条の2の4第7項	他の公安委員会への処分の通知及び他の公安委員会からの処分の通知の受理
第104条の3第1項 〔準用〕 第107条の5第11項	免許の取消し又は効力の停止に係る書面（自動車等の運転の禁止に係る書面）の交付
第104条の3第3項 〔準用〕 第107条の5第11項	出頭命令に係る通知の受理
第104条の4第2項	申請による免許の取消し
第104条の4第3項	申出による免許の付与
第105条の2第1項	運転経歴証明書の交付の申請の受理
第105条の2第2項	運転経歴証明書の交付
第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理
第105条の2第4項	運転経歴情報の記録
第106条	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
第106条の3第2項	運転免許証の返納時における他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付
第106条の4第1項	運転免許の取消し若しくは失効、効力の停止又は免許情報記録の有効期間の満了時における免許情報記録の抹消
第106条の4第2項	免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合における他の種類の運転免許に係る免許情報記録への書換え
第107条の3の2	国際運転免許証等を所持する者からの報告の徴収
第107条の4第1項	国際運転免許証等を所持する者に対する臨時適性検査の実施及び検査期日等の通知
第107条の4第3項	臨時適性検査を受けた者に対する措置命令
第107条の5第5項	提出に係る国際運転免許証等の受領
第107条の5第6項 〔準用〕	国際運転免許証等の返還

第107条の5第7項後段	
第107条の5第7項	処分期間中再上陸した者から提出された国際運転免許証等の受領
第107条の5第8項	国際運転免許証等への処分事項の記載
第107条の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
第107条の7第2項	国外運転免許証交付申請書の受理
第107条の7第3項	国外運転免許証の交付
第107条の10第1項	返納に係る国外運転免許証の受領
第107条の10第2項	提出に係る国外運転免許証の受領
第107条の10第3項	国外運転免許証の返還
第108条の2第1項第1号	安全運転管理者等講習の実施
第108条の2第1項第2号	取消処分者講習の実施
第108条の2第1項第3号	停止処分者講習の実施
第108条の2第1項第4号	大型車講習、中型車講習、準中型車講習及び普通車講習の実施
第108条の2第1項第5号	大型二輪車講習及び普通二輪車講習の実施
第108条の2第1項第6号	原付講習の実施
第108条の2第1項第7号	大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の実施
第108条の2第1項第8号	応急救護処置講習の実施
第108条の2第1項第9号	指定自動車教習所職員講習の実施
第108条の2第1項第11号	本部交通部運転免許課における優良運転者、一般運転者及び違反運転者等に対する講習の実施
第108条の2第1項第12号	高齢者講習の実施
第108条の2第1項第13号	違反者講習の実施
第108条の2第1項第14号	若年運転者講習の実施
第108条の2第1項第15号	自転車運転者講習の実施
第108条の2第2項	運転者講習の実施
第108条の3第1項	初心運転者講習の通知
第108条の3の2	違反者講習の通知
第108条の3の3	若年運転者講習の通知
第108条の3の5	自転車運転者講習の受講命令
第108条の3の6	国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理
第108条の4第1項	指定講習機関の指定
第108条の6第1項	講習業務規程の認可

第108条の9	指定講習機関に対する検査の実施及び指定講習機関からの報告又は資料の徴収
第108条の29第1項	地域交通安全活動推進委員の委嘱
第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定
第108条の32の2第2項 〔準用〕 第108条の32の3第2項	運転免許取得者等教育（運転免許取得者等検査）の認定の公示
第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定
第108条の34	監督行政庁又は使用者に対する通知
第109条の2第1項	交通情報の提供
第110条の2第3項	道路管理者からの意見聴取及び交通規制に係る事項の通知
第110条の2第4項	高速自動車国道等における交通規制についての道路管理者との協議及び交通規制に係る事項の通知
第111条第1項	交通量等の調査の実施
第111条第3項	道路管理者等に対する交通量等の調査結果の通知

70 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第13条第1項	緊急自動車の指定又は届出の受理
第14条の2	道路維持作業用自動車の届出の受理又は指定
第32条の3第1項	緊急用務のための中型自動車の運転資格審査
第32条の3第2項	緊急用務のための準中型自動車の運転資格審査
第32条の3の2第2項	緊急用務のための普通自動車の運転資格審査
第32条の5第1項	緊急用務のための大型自動二輪車の運転資格審査
第32条の5第2項・第3項	緊急用務のための普通自動二輪車の運転資格審査

71 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条の3の2第1項	高齢運転者等標章の交付に係る申請書の受理
第6条の3の3	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の受理
第6条の3の4	高齢運転者等標章の再交付申請書の受理
第9条の9第1項第2号	安全運転管理者の教習の実施及び資格の認定
第9条の9第2項第2号	副安全運転管理者の資格の認定
第9条の19第1項	許可証の交付
第9条の19第2項	許可証の再交付申請書の受理
第9条の21第2項	資料の徴収及び特定自動運行計画に必要な事項を定

〔準用〕 第9条の23第2項	めることの要求
第9条の22 〔準用〕 第9条の23第2項	知事等からの意見聴取
第9条の23第3項	変更の許可の通知、返納に係る許可証の受領及び許可証の再交付
第9条の25第3項	許可証の書換え
第9条の33	許可の取消し又は効力の停止の通知
第9条の38第1項・第3項	返納に係る許可証の受領
第9条の38第4項	許可証の返納に係る公示
第18条の3	運転免許の拒否等に係る通知
第18条の5	限定解除審査申請書の受理
第22条第1項	運転免許試験に係る道路等の指定
第22条第2項	運転免許試験の日時等の指定
第22条第3項	運転免許試験の日時の変更の指定
第24条第7項	試験車の指定
第24条第8項	技能試験官の指定
第26条の3第2項	認知機能検査の結果等を記載した書類の交付
第26条の5第6項	運転技能検査の結果等を記載した書類の交付
第28条	運転免許試験成績証明書の交付
第29条の2の2第1項	経由申請書の受理
第29条の2の5第4項、第29条の2の6第4項	理由を証する書類の受理
第30条の7第1項	運転免許取消申請書の受理
第30条の7第5項	申請による免許の取消しの通知
第30条の10第1項	運転経歴証明書の記載事項の変更届出の受理及び変更事項の記載
第30条の11第1項	運転経歴証明書の再交付
第30条の12	返納に係る運転経歴証明書の受領
第30条の15第1項	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所、氏名又は生年月日の変更届出の受理
第30条の16	運転経歴情報の抹消
第31条の5第3項	廃止等の届出の受理
第33条第5項第2号ニ 〔準用〕 第34条の3第1項第3号	応急救護処置教習指導員の認定

第35条	指定申請書の受理
第36条	指定申請書の記載事項の変更の届出の受理
第37条第1項	指定書の交付又は指定の取消しの通知
第37条第2項	命令書の交付
第37条第3項	卒業証明書等の発行禁止又は発行禁止期間の延長の通知
第37条の2の2第2項	措置命令書の交付
第38条第16項	安全運転管理者等講習又は指定自動車教習所職員講習の通知
第38条第17項	大型車講習終了証明書等の交付
第38条の2	特定任意講習終了証明書の交付
第38条の4の2第3項	理由を証する書類の受理
第38条の4の6 〔準用〕 第38条の4の7	認定教育（認定検査）の実施者からの報告又は資料の徴収

72 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項	申請書の受理
第3条	指定書の交付
第4条	申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理
第7条	報告又は資料の徴収
第8条第2項	指定の取消しの通知

73 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第1条	技能検定員審査の実施
第2条 〔準用〕 第10条第2項	技能検定員審査（教習指導員審査）の公示
第3条第1項	技能検定員審査申請書の受理
第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付
第5条第2項 〔準用〕 第13条第2項	技能検定員審査合格証明書（教習指導員審査合格証明書）の再交付申請書の受理及び再交付
第6条	技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及

	び知識を有すると認める者としての認定
第7条第2項	技能検定員資格者証の交付申請書の受理
第8条第1項 〔準用〕 第16条第1項	技能検定員資格者証（教習指導員資格者証）の再交付申請書の受理及び再交付
第8条第2項 〔準用〕 第16条第1項	技能検定員資格者証（教習指導員資格者証）の書換え申請書の受理及び書換え
第9条第1項 〔準用〕 第16条第2項	技能検定員資格者証（教習指導員資格者証）の返納命令書の交付
第9条第2項 〔準用〕 第16条第2項	返納に係る技能検定員資格者証（教習指導員資格者証）の受理
第10条第1項	教習指導員審査の実施
第11条第1項	教習指導員審査申請書の受理
第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付
第14条	教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定
第15条第2項	教習指導員資格者証の交付申請書の受理

74 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第2項第1号ロ	認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習の実施

75 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第2項第4号	高齢者講習と同等の効果がある課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定
第7条第1項	名称等の変更の届出の受理
第7条第2項	名称等の変更の公示
第7条第3項	認定申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理
第12条	認定の取消しの公示

76 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項第4号	認知機能検査と同等の効果がある方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定
第4条第2項第4号	運転技能検査と同等の効果がある方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定
第8条第1項	名称等の変更の届出の受理
第8条第2項	名称等の変更の公示
第8条第3項	認定申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理
第13条	認定の取消しの公示

77 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条	自動車運転代行業を営む者としての認定
第5条第2項	認定をした旨の通知
第5条第4項	国土交通大臣との協議
第8条第2項	国土交通大臣に対する通知
第9条第3項	国土交通大臣に対する通知
第21条第1項	報告又は資料の徴収
第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び国土交通大臣に対する通知
第22条第2項	国土交通大臣からの通知の受理
第25条第1項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理

78 道路法（昭和27年法律第180号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第95条の2第1項	道路管理者からの意見照会に対する回答及び通知の受理
第95条の2第2項	自動車専用道路についての道路管理者との協議及び通知の受理

79 駐車場法（昭和32年法律第106号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第2項	駐車場整備地区に関する知事からの意見照会に対する回答
第4条第3項 〔準用〕 第4条第5項	駐車場整備計画に関する意見照会に対する回答
第4条第4項 〔準用〕 第4条第5項	駐車場整備計画に関する通知の受理
第5条第2項	路上駐車場の設置に関する地方公共団体の長からの意見照会に対する回答

80 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第8条	保管場所の確保がされていないおそれがある旨の警察署長からの通知の受理
第9条第2項	自動車の運行供用の制限の命令に係る文書の交付及び標章のちょう付
第9条第3項	自動車保管場所確保申告書の受理
第9条第4項	自動車の保管場所が確保されていることの確認
第9条第5項	自動車の保管場所が確保されていることの確認の通知及び標章の取除き
第10条第2項	聴聞の期日等の公示
第12条	報告及び資料の徴収
第13条第2項	保管場所の確保がされていないおそれがある旨の監督行政庁に対する通知

81 車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第11条第2項	道路の指定に関する道路管理者からの意見照会に対する回答

82 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第76条第1項	災害時における通行の禁止又は制限
第76条第2項	通行禁止等の周知の措置
第76条の4第1項	道路管理者等への要請

83 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第32条第1項	災害時における通行の禁止又は制限に係る標示の設置
第32条第2項	道路管理者に対する災害時における通行の禁止又は制限の通知
第32条第3項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
第33条第1項・第2項	緊急通行車両の申出の受理及び確認
第33条第3項	緊急通行車両の標章及び証明書の交付
第33条の3第1項	道路管理者等からの通知の受理

84 災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の申出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

85 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第12条第1項・第2項	緊急輸送車両の申出の受理及び確認
第12条第3項	緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

86 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の申出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

87 山口県道路交通規則（昭和 47 年山口県公安委員会規則第 3 号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第1項第2号ル	通行禁止除外指定車の指定
第3条第1項第3号ヌ	総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であることの認定

第7条の6第1項	滞納処分の事務を行う警察職員の指定
第12条第1項	安全運転管理者教習申請書の受理
第12条第2項	安全運転管理者教習修了証の交付
第13条第1項	安全運転管理者等資格認定申請書の受理
第13条第2項	安全運転管理者等資格認定証の交付
第14条第3項	安全運転管理者等選任事項の変更の届出の受理
第18条第2項	運転免許試験及び再試験の場所の変更
第19条の2	認知機能検査申出書の受理
第19条の3	運転技能検査申出書の受理
第22条の2	認知機能検査員講習申出書の受理
第23条	安全運転管理者等講習申出書等の受理
第24条	緊急自動車運転資格審査申請書の受理
第24条の2第2項	消防用自動車届出確認書等の交付
第25条第2項	緊急自動車指定書又は道路維持作業用自動車指定書の交付
第26条第1項	届出確認書等の記載事項の変更届の受理及び届出確認書等の書換え
第26条第2項	届出確認書等の再交付
第26条第3項	返納に係る届出確認書等の受領

88 交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第7条第1項	事業計画書等の受理
第7条第2項	事業報告書等の受理
第7条第3項	報告又は資料の徴収
第8条	交通事故相談員等の解任勧告
第10条	事業の運営についての連絡等

89 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項	指定申請書の受理
第3条	指定の公示
第4条第1項	名称等の変更の届出の受理
第4条第2項	名称等の変更の公示
第4条第3項	指定申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理

第5条第5号	運転適性指導員の資格の審査
第7条第5号	運転習熟指導員の資格の審査
第9条第1項	認可申請書の受理
第9条第2項	変更認可申請書の受理
第11条	講習結果報告書の受理
第13条	事業報告書等の受理
第14条第1項	許可申請書の受理
第16条	特定講習の業務の引継ぎ等
第17条	特定講習指導員の指名
第18条第1項・第2項	特定講習の実施についての連絡等

90 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則
(平成2年国家公安委員会規則第7号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第1条第2項	地域交通安全活動推進委員の氏名及び連絡先の周知のための措置
第8条第1項	地域交通安全活動推進委員の講習の実施
第9条	地域交通安全活動推進委員の指導
第10条	解嘱の理由の通知
第14条	報告又は資料の提出要求
第15条	改善措置の勧告

91 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項 〔準用〕	登録申請書の受理
第2条第3項	
第6条	駐車監視員資格者講習の実施の公示
第7条第1項	受講申込書の受理
第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
第9条第2項 〔準用〕	駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)の再交付
第10条第5項	
第10条第2項	認定申請書の受理
第10条第4項	認定書の交付
第11条第1項	交付申請書の受理
第13条第1項	書換え交付申請書の受理及び資料の徴収

第13条第2項	再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者証の再交付
第14条第2項	返納に係る駐車監視員資格者証の受領

- 92 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書（昭和40年4月20日付け運輸省と警察庁との覚書）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条	意見書の提出
第3条	処分の内容等の通知の受理

- 93 道路運送車両の保安基準の緩和を必要とする新型自動車の取扱いについて（昭和43年9月27日付け自車第763号の1運輸省自動車局長通達）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
	保安基準の緩和を必要とする新型自動車についての一般基準を定めることに関する運輸局長からの照会に対する回答

- 94 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条	主宰者の指名
第4条第2項	新たな主宰者の指名
第5条第1項・第2項 〔準用〕 第17条第1項	代理人の資格に関する書面の受理
第6条第1項・第2項・第3項 〔準用〕 第17条第2項	補佐人の出頭に係る書面の受理、出頭の許可及び許可の通知
第8条第1項 〔準用〕 第17条第2項	意見の聴取の期日（弁明の日時）又は場所の変更
第8条第2項	意見の聴取の期日又は場所の変更の申出書の受理
第8条第3項	意見の聴取の期日又は場所の変更の通知及び公示
第11条第2項	続行期日等の公示
第14条第2項	弁明録取者の指名

別表第 2（第 3 条関係）

署 長 に よ る 専 決 事 項

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第13条	援助の申出の受理及び援助
第14条第 1 項	事業者に対する援助
第28条第 1 項	離脱希望者に対する援護等
第33条第 1 項	立入検査及び質問

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第17条第 1 項	責任者選任届出書の受理
第19条第 2 項	責任者講習受講申込書の受理

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第 3 条第 1 項	風俗営業の許可
第 3 条第 2 項 〔準用〕 第31条の23	許可条件の付与及び変更
第 4 条第 3 項 〔準用〕 第31条の23	風俗営業（特定遊興飲食店営業）の特例許可
第 5 条第 1 項 〔準用〕 第31条の23	許可申請書の受理
第 5 条第 2 項 〔準用〕 第31条の23	許可証の交付
第 5 条第 3 項 〔準用〕 第31条の23	不許可の通知
第 5 条第 4 項 〔準用〕 第31条の23	許可証の再交付
第 7 条第 1 項 〔準用〕	相続の承認

第31条の23	
第7条第5項 〔準用〕 第7条の2第3項 第7条の3第3項 第31条の23	許可証の書換え
第7条第6項 〔準用〕 第31条の23	許可証の返納の受理
第7条の2第1項 〔準用〕 第31条の23	合併の承認
第7条の3第1項 〔準用〕 第31条の23	分割の承認
第9条第1項 〔準用〕 第20条第10項 第31条の23	風俗営業（特定遊興飲食店営業）の営業所の構造又は設備の変更の承認
第9条第3項 〔準用〕 第20条第10項 第31条の23	変更の届出書の受理
第9条第4項 〔準用〕 第31条の23	許可証の書換え
第9条第5項 〔準用〕 第31条の23	特例風俗営業者（特例特定遊興飲食店営業者）に係る営業所の構造又は設備の変更の届出書の受理
第10条第1項・第3項 〔準用〕 第31条の23	返納に係る許可証の受領
第10条の2第1項 〔準用〕 第31条の23	特例風俗営業者（特例特定遊興飲食店営業者）の認定
第10条の2第2項 〔準用〕	認定申請書の受理

第31条の23	
第10条の2第3項 〔準用〕 第31条の23	認定証の交付
第10条の2第4項 〔準用〕 第31条の23	認定をしない旨の通知
第10条の2第5項 〔準用〕 第31条の23	認定証の再交付
第10条の2第7項・第9項 〔準用〕 第31条の23	返納に係る認定証の受領
第25条	風俗営業者に対する指示
第27条第1項	店舗型性風俗特殊営業の届出書の受理
第27条第2項 〔準用〕 第31条の12第2項	店舗型性風俗特殊営業（店舗型電話異性紹介営業）の 廃止又は変更の届出書の受理
第27条第4項 〔準用〕 第31条の12第2項	店舗型性風俗特殊営業（店舗型電話異性紹介営業） の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載 した書面の交付
第29条	店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
第31条第1項	標章のちょう付
第31条第2項・第3項	標章の取除き
第31条の2第1項	無店舗型性風俗特殊営業の届出書の受理
第31条の2第2項 〔準用〕 第31条の7第2項 第31条の17第2項	無店舗型性風俗特殊営業（映像送信型性風俗特殊営業 、無店舗型電話異性紹介営業）の廃止又は変更の届出 書の受理
第31条の2第4項 〔準用〕 第31条の7第2項 第31条の17第2項	無店舗型性風俗特殊営業（映像送信型性風俗特殊営業 、無店舗型電話異性紹介営業）の届出書又は変更の届 出書の提出があった旨を記載した書面の交付
第31条の4第1項	無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示
第31条の4第2項	はり紙等を警察職員に除去させる措置
第31条の7第1項	映像送信型性風俗特殊営業の届出書の受理
第31条の9第1項	映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示

第31条の12第1項	店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理
第31条の14	店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
第31条の16第1項	標章のちょう付
第31条の16第2項・第3項	標章の取除き
第31条の17第1項	無店舗型電話異性紹介営業の届出書の受理
第31条の19第1項	無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示
第31条の19第2項	はり紙等を警察職員に除去させる措置
第31条の22	特定遊興飲食店営業の許可
第31条の23において準用する第7条第5項 〔準用〕 第31条の23において準用する第7条の2第3項 〔準用〕 第31条の23において準用する第7条の3第3項	許可証の書換え
第31条の24	特定遊興飲食店営業者に対する指示
第33条第1項	深夜における酒類提供飲食店営業の届出書の受理
第33条第2項	深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は変更の届出書の受理
第34条第1項	飲食店営業者に対する指示
第35条の4第1項	接客業務受託営業を営む者に対する指示
第37条第1項	報告及び資料の徴収
第38条第5項	少年指導委員研修の実施
第38条の2第1項	立入り
第38条の2第2項	少年指導委員に対する指示
第38条の2第3項	少年指導委員からの報告の受理

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第10条第2項 〔準用〕 第78条第2項	許可の通知
第10条第3項 〔準用〕 第78条第2項	風俗営業管理者証（特定遊興飲食店営業管理者証）の交付
第12条	

〔準用〕 第26条第3項 第80条 第94条第3項	許可証再交付申請書（認定証再交付申請書）の受理
第13条第1項 〔準用〕 第81条	相続承認申請書の受理
第14条第1項 〔準用〕 第82条	合併承認申請書の受理
第15条第1項 〔準用〕 第83条	分割承認申請書の受理
第16条第1項 〔準用〕 第22条 第84条 第90条	承認をした旨の通知
第16条第2項 〔準用〕 第22条 第84条 第90条	承認をしない旨の通知
第17条 〔準用〕 第22条 第85条 第90条	許可証の書換え申請書の受理
第19条第1項	風俗営業の営業所の構造又は設備に係る変更承認申請書の受理
第20条第4項	風俗営業管理者証の交付
第26条第2項 〔準用〕 第94条第2項	認定をした旨の通知
第37条 〔準用〕 第97条第1項	風俗営業（特定遊興飲食店営業）に係る営業所の管理者の兼務の承認

第40条第1項 〔準用〕 第97条第3項	管理者講習の通知
第40条第2項 〔準用〕 第97条第3項	管理者講習を受講させることができない旨及びその理由を記載した書面の受理
第44条第2項 〔準用〕 第55条第2項 第66条第2項	届出確認書不交付通知書の交付
第45条 〔準用〕 第55条第2項 第61条第2項 第66条第2項 第72条第2項	店舗型性風俗特殊営業届出確認書（無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書）の再交付
第46条 〔準用〕 第55条第2項 第61条第2項 第66条第2項 第72条第2項	返納に係る店舗型性風俗特殊営業届出確認書（無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書）の受領
第50条第1項 第51条第1項	標章除去申請書の受理
第87条第1項	特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備に係る変更承認申請書の受理
第88条第4項	特定遊興飲食店営業管理者証の交付

5 少年指導委員規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第2項	関係住民への周知の措置

6 警備業法

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第5条第1項 〔準用〕 第7条第4項	認定申請書の受理

第9条	営業所の設置等の届出書の受理
第10条第1項	廃止の届出書の受理
第11条第1項 〔準用〕 第11条第3項 第16条第3項 第17条第2項	変更の届出書の受理
第12条	死亡等の届出書の受理
第16条第2項 〔準用〕 第17条第2項	服装（護身用具）の届出書の受理
第40条	機械警備業務の届出書の受理
第41条	機械警備業務の廃止等の届出書の受理
第47条第1項	立入検査

7 警備業法施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第42条第1項 〔準用〕 第63条	警備員指導教育責任者資格者証（機械警備業務管理者資格者証）の交付申請書の受理
第43条第1項 〔準用〕 第63条	警備員指導教育責任者資格者証（機械警備業務管理者資格者証）の書換え申請書の受理
第43条第3項 〔準用〕 第63条	警備員指導教育責任者資格者証（機械警備業務管理者資格者証）の再交付申請書の受理
第44条第2項	返納に係る資格者証等の受領

8 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項 〔準用〕 第13条	警備員指導教育責任者講習（機械警備業務管理者講習）の受講申込書の受理
第7条第2項 〔準用〕 第12条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書（機械警備業務管理者講習修了証明書）の再交付申請書の受理

9 警備員等の検定等に関する規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第9条第1項	検定申請書の受理
第12条第1項	成績証明書書換え申請書の受理
第12条第2項	成績証明書再交付申請書の受理
第14条第1項	合格証明書交付申請書の受理
第15条第1項	合格証明書書換え申請書の受理
第15条第3項	合格証明書再交付申請書の受理
附則第10条第1項	審査申請書の受理

10 探偵業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項	探偵業の届出書の受理
第4条第2項	探偵業の廃止又は変更の届出書の受理
第13条第1項	立入検査

11 質屋営業法

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項	質屋営業の許可
第3条第3項	許可をしない旨の通知
第4条第1項	営業所の移転等の許可
第4条第2項	廃業等の届出の受理
第4条第3項	死亡の届出の受理
第8条第1項	許可証の交付
第8条第2項	許可証の書換え
第8条第3項	許可証の亡失等の届出の受理
第8条第4項	許可証の再交付
第9条	返納に係る許可証の受領
第28条第3項・第6項	相続人の承認又は不承認
第28条第5項・第6項	行為場所の特例の承認又は不承認

12 質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条	許可申請書の受理
第7条第2項	休業期間延長の届出の受理
第7条第3項	営業再開の届出の受理
第9条	質物保管設備の変更の届出の受理

13 古物営業法

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条	古物商又は古物市場主の許可
第5条第1項	許可申請書の受理
第5条第2項	許可証の交付
第5条第3項	許可しない旨の通知
第5条第4項	許可証の再交付
第7条第1項・第2項・第3項	変更の届出書の受理
第7条第5項	許可証の書換え
第8条第1項・第3項	返納に係る許可証の受領
第10条第1項・第2項・第3項	競り売りの届出の受理
第10条の2第1項	古物競りあつせん業の届出書の受理
第10条の2第2項	古物競りあつせん業の廃止又は変更の届出書の受理
第14条第1項ただし書・第2項	仮設店舗における古物営業の届出の受理
第23条第1項・第2項	古物商又は古物市場主に対する指示
古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「古物営業改正法」という。）附則第3条第2項	許可証の交付の申請の受理
古物営業改正法附則第3条第3項	許可証の交付

14 古物営業法施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条	変更後の古物市場の規約の受領
第7条	返納理由書の受理
古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号）附則第3条第4項	主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地の届出の受理

15 金属くず類回収業に関する条例

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条	回収業の許可
第4条第2項	許可をしない旨の通知
第5条	許可証の交付
第6条	許可証の書換え交付
第7条第1項・第2項	許可証の再交付
第8条第1項・第3項・第4項	返納に係る許可証の受領
第16条	休業の届出の受理

16 金属くず類回収業に関する条例施行規則(昭和32年山口県公安委員会規則第3号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条	許可申請書の受理
第5条	許可証の書換え交付申請書の受理
第6条第1項・第2項	許可証の再交付申請書の受理
第7条	許可証の返納書の受理
第11条	休業届の受理

17 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第7条第1項	インターネット異性紹介事業の届出の受理
第7条第2項	インターネット異性紹介事業の廃止又は変更の届出の受理
第16条	報告又は資料の徴収

18 銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第2項	人命救助等に従事する者の届出の受理
第4条の2第1項 〔準用〕 第5条の4第3項 第6条第3項 第7条の3第3項 第9条の5第4項	銃砲等又は刀剣類の所持の許可申請書の受理

第9条の10第3項 第9条の16第2項	
第4条の3第1項 〔準用〕 第7条の3第3項	認知機能検査の実施
第4条の3第2項 〔準用〕 第7条の3第3項	指定する医師の受診命令及び当該医師の診断書の提出命令
第4条の4第1項	銃砲等又は刀剣類の確認
第4条の4第2項	猟銃等への番号又は記号の打刻命令
第4条の4第3項	許可に係るクロスボウであることの表示措置命令
第5条の3第3項 〔準用〕 第5条の4第3項 第5条の5第3項 第9条の5第4項 第9条の10第3項 第9条の14第3項 第9条の16第2項	猟銃等講習修了証明書（技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書、クロスボウ射撃資格認定証）の亡失等の届出の受理及び書換え又は再交付
第5条の3の2第3項	クロスボウ講習修了証明書の亡失等の届出の受理及び書換え又は再交付
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付
第7条第1項	許可証の交付及び許可証への記載
第7条第2項 〔準用〕 第9条の13第3項	許可証（年少射撃資格認定証）の亡失等の届出の受理及び書換え又は再交付
第7条の3第2項	猟銃等又はクロスボウの所持の許可の更新
第8条第2項・第4項・第5項	返納に係る許可証の受領
第8条第3項	許可事項の抹消
第8条第7項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第8条第8項	仮領置に係る銃砲等又は刀剣類の返還
第8条の2第2項	拳銃部品の提出命令及び仮領置
第8条の2第3項	仮領置に係る拳銃部品の返還
第9条第3項	猟銃等販売事業者等からの返納に係る許可証の受領

第9条の5第2項	教習資格認定証の交付
第9条の5第3項 〔準用〕	射撃教習受講資格認定（射撃練習資格認定、クロスボウ射撃資格認定）の取消し及び返納に係る教習資格認定証（練習資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証）の受領
第9条の10第3項 第9条の16第2項	
第9条の8第3項	教習用備付け銃の提出命令及び仮領置
第9条の8第4項	仮領置に係る教習用備付け銃の返還
第9条の10第2項	練習資格認定証の交付
第9条の12第2項	練習用備付け銃の提出命令及び仮領置
第9条の12第3項	仮領置に係る練習用備付け銃の返還
第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付
第9条の15第2項において準用する第8条第2項、 第9条の15第3項において準用する第8条第4項	返納に係る年少射撃資格認定証の受領
第10条の6第1項	銃砲等及び実包等の保管状況についての報告の徴収
第10条の6第2項	立入検査及び質問
第10条の9	危害予防上必要な措置の指示
第11条第8項・第9項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第11条第10項・第11項	仮領置に係る銃砲等又は刀剣類の返還
第11条の2第1項・第3項	拳銃部品の提出命令及び仮領置
第11条の2第2項	保管に係る拳銃部品の仮領置
第11条の2第4項・第5項	仮領置に係る拳銃部品の返還
第12条の3	報告の徴収又は指定する医師の受診命令
第13条の2	公務所等からの報告の徴収
第13条の3第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管
第13条の3第2項	保管に係る銃砲等又は刀剣類の返還
第13条の3第3項	拳銃部品の提出命令及び保管
第13条の3第4項	保管に係る拳銃部品の返還
第26条第2項	銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第26条第5項	仮領置に係る銃砲等又は刀剣類の返還
第27条第1項	銃砲等又は刀剣類の提出命令
第27条の2第1項	報告の徴収
第27条の2第2項	立入検査及び質問
第28条の2第3項	猟銃安全指導委員への情報の提供
第28条の2第6項	猟銃安全指導委員研修の実施
第29条第1項	申出の受理

第29条第2項	調査の実施及び適当な措置
---------	--------------

19 銃砲刀剣類所持等取締法施行令

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第28条第1項	技能講習の実施日時等の通知
第31条第2項	許可の期間の延長
第41条第1項・第2項・第3項・第4項・第5項 〔準用〕 第41条第6項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

20 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書の交付
第6条第3項 〔準用〕 第5条第3項	使用人届出書（人命救助等に従事する者届出書）の記載事項の変更の届出の受理
第6条第5項 〔準用〕 第5条第3項	使用人届出済証明書（人命救助等に従事する者届出済証明書）の亡失等の届出の受理
第10条第3項	指定する医師の受診要求
第17条	確認のための銃砲等又は刀剣類の受領
第18条	打刻命令書の交付
第18条の2第2項	表示措置命令書及びクロスボウ番号標の交付
第20条	講習受講申込書の受理
第22条第1項 〔準用〕 第25条第1項 第29条第1項 第56条第1項 第70条第1項 第82条第1項 第82条の3第1項	講習修了証明書等書換申請書の受理
第22条第2項 〔準用〕	

第25条第2項 第29条第2項 第56条第2項 第70条第2項 第82条第2項 第82条の3第2項	講習修了証明書等再交付申請書の受理
第26条	技能講習受講申込書の受理
第30条	許可期間延長申請書の受領
第32条第1項 〔準用〕 第78条	銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書（年少射撃資格認定証書換申請書）の受理
第33条	銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付申請書の受理
第35条第1項・第2項	新たな許可証の交付
第36条	銃砲等又は刀剣類所持許可証等返納届出書の受理
第37条第1項	許可事項抹消申請書の受理
第39条第1項	銃砲等又は刀剣類返還申請書の受理
第46条第1項	射撃指導員指定書記載事項変更届出書の受理
第75条	年少射撃資格認定申請書の受理
第79条	年少射撃資格認定証再交付申請書の受理
第80条	年少射撃資格講習受講申込書の受理
第81条	年少射撃資格講習受講申込書の受理
第88条	立入検査の通告
第94条	使用実績報告書の受理
第117条	台帳への登載及びその整理

21 猟銃安全指導委員規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第2項	関係者への周知の措置

22 火薬類取締法

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第17条第1項、第50条の2	猟銃用火薬類等の譲渡等の許可
第17条第4項、第50条の2	猟銃用火薬類等の譲渡許可証等の交付
第17条第6項、第50条の2 〔準用〕 第19条第4項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証等の有効期間の設定
第17条第7項、第50条の2	

〔準用〕 第19条第4項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証等の書換え
第17条第8項、第50条の2 〔準用〕 第19条第4項	猟銃用火薬類等の譲渡許可証等の再交付
第19条第1項	火薬類運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付
第19条第2項	火薬類運搬に関する指示
第19条第3項	運搬証明書への指示事項の記載
第25条第1項、第50条の2	猟銃用火薬類等の消費の許可
第43条第2項	立入検査及び質問
第45条	災害の発生防止等のための緊急措置
第48条第1項	猟銃用火薬類等の譲渡等の条件の付与
第52条第1項	知事からの意見照会に対する回答

23 火薬類取締法施行令

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条	返納に係る猟銃用火薬類等譲渡許可証等の受領
第3条	返納に係る火薬類運搬証明書の受領

24 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条	猟銃用火薬類等譲渡許可申請書の受理
第3条第1項	猟銃用火薬類等譲受許可申請書の受理
第8条	譲渡許可証等の記載欄の追加届出の受理及びその追加
第11条第1項	猟銃用火薬類等消費許可申請書の受理
第11条第2項において準用する第9条第3項・第4項	消費許可書の交付又は消費許可書記載事項変更届の受理
第13条第2項	申請書等の部数の設定
第14条	台帳への登載及びその整理

25 消防法

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第11条第7項 〔準用〕 第11条の4第2項	市町村長等からの通報の受理

26 犯罪による収益の移転防止に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第15条	報告又は資料の徴収
第16条第1項	立入検査及び質問
第17条	特定事業者に対する指導及び助言

27 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
(平成28年法律第9号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第10条第3項	通報の受理

28 行進及び集団示威運動に関する各市条例(岩国、光、防府、山口、萩各市条例)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
各市条例各条	許可申請書の受理

29 集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則(令和7年山口県公安委員会規則第3号)

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第4項	許可又は不許可の通知

30 道路交通法

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第45条の2第2項	高齢運転者等標章の交付
第45条の2第3項	高齢運転者等標章の再交付
第45条の2第4項	返納に係る高齢運転者等標章の受領
第59条第2項	牽引の許可
第59条第3項	牽引の許可証の交付
第91条	運転免許の条件の付与及び変更
第91条の2第1項	運転免許の条件の付与及び変更の申請の受理
第91条の2第2項	申請による運転免許の条件の付与及び変更
第91条の2第3項	申請による運転免許の条件の付与及び変更の審査
第93条第2項	運転免許の条件の運転免許証への記載
第95条の3の規定により読み替えて適用する第93条第2項	運転免許の条件の免許情報記録個人番号カードへの記録
第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更の届出の受理及び変更

	事項の記載
第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する第94条第1項	運転免許証の記載事項の変更届出の受理
第94条第2項	運転免許証の再交付
第95条の2第1項・第5項〔準用〕 第106条の3第3項	特定免許情報の記録の申請の受理
第95条の2第3項	特定免許情報の記録
第95条の2第4項、第106条の3第1項	返納に係る運転免許証の受領
第95条の2第6項、第101条の4の2第2項〔準用〕 第106条の3第3項	特定免許情報の記録の申請に併せて行う運転免許証の交付を希望しない旨の届出の受理
第95条の2第10項	免許情報記録の抹消
第95条の2第11項	運転免許証の交付の申請の受理
第101条第1項	運転免許証等更新申請書及び質問票の受理
第101条第4項	運転免許証等更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付
第101条の4の2第1項	更新時の運転免許証の交付
第101条の4の2第3項	更新時の免許情報記録の書換え
第107条の規定により読み替えて適用する第101条の4の2第3項	更新をした旨を証する書面の交付
第101条第5項	運転免許証等の更新時の適性検査の実施
第101条第6項前段	運転免許証等の更新
第101条の2第1項	特例更新申請書及び質問票の受理
第101条の2第2項	特例更新申請書を提出しようとする者に対する質問票の交付
第101条の2第3項	更新期間前の適性検査の実施
第101条の2第4項	更新期間前の運転免許証の更新
第101条の5	報告の徴収
第101条の6第1項	医師からの届出の受理
第104条の4第2項	申請による免許の取消し
第104条の4第3項	申出による免許の付与
第105条の2第1項	運転経歴証明書の交付の申請の受理

第105条の2第2項	運転経歴証明書の交付
第105条の2第3項	運転経歴情報の記録の申請の受理
第105条の2第4項	運転経歴情報の記録
第106条の3第1項	返納に係る運転免許証（取消しの場合にあっては、申請による取消しに係るものに限る。）の受領
第106条の3第2項	運転免許証の返納時における他の種類の運転免許に係る運転免許証の交付
第106条の4第1項	運転免許の取消し若しくは失効、効力の停止又は免許情報記録の有効期間の満了時における免許情報記録の抹消
第106条の4第2項	免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合における他の種類の運転免許に係る免許情報記録への書換え
第107条の10第1項	返納に係る国外運転免許証の受領
第108条の2第1項第11号	優良運転者、一般運転者及び違反運転者等に対する講習の実施（本部交通部運転免許課における講習を除く。）
第108条の2第2項	運転者講習（特定任意講習を除く。）の実施
第108条の34	監督行政庁又は使用者に対する通知

31 道路交通法施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条の3の2第1項	高齢運転者等標章の交付に係る申請書の受理
第6条の3の3	高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出の受理
第6条の3の4	高齢運転者等標章の再交付申請書の受理
第8条の5第1項	牽引許可申請書の受理
第18条の5	限定解除審査申請書の受理
第30条の7第1項	運転免許取消申請書の受理
第30条の7第5項	申請による免許の取消しの通知
第30条の10第1項	運転経歴証明書の記載事項の変更届出の受理及び変更事項の記載
第30条の11第1項	運転経歴証明書の再交付
第30条の12	返納に係る運転経歴証明書の受領
第30条の15第1項	運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所、氏名又は生年月日の変更届出の受理
第30条の16	運転経歴情報の抹消

32 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第5条第1項	認定申請書の受理
第8条第1項	変更届出書の受理
第9条第1項・第2項	廃業等の届出書の受理
第21条第1項	立入検査及び質問

33 災害対策基本法施行令

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第33条第1項・第2項	緊急通行車両の申出の受理及び確認
第33条第3項	緊急通行車両の標章及び証明書の交付

34 災害対策基本法施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の申出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

35 大規模地震対策特別措置法施行令

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第12条第1項・第2項	緊急輸送車両の申出の受理及び確認
第12条第3項	緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

36 大規模地震対策特別措置法施行規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付
第6条の4第1項	標章等の亡失等の申出の受理及び再交付
第6条の5	返納に係る標章等の受領

37 山口県道路交通規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第3条第1項第2号ル	通行禁止除外指定車の指定
第3条第1項第3号ヌ	総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であることの認定
第3条第2項	除外標章交付申請書の受理及び除外標章の交付

第3条第5項	除外標章記載事項変更届の受理
第3条第6項	除外標章の再交付

38 確認事務の委託の手續等に関する規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項 〔準用〕 第2条第3項	登録申請書の受理
第7条第1項	受講申込書の受理
第9条第2項 〔準用〕 第10条第5項	再交付申請書の受理
第10条第2項	認定申請書の受理
第11条第1項	交付申請書の受理
第13条第1項	書換え交付申請書の受理及び資料の徴収
第13条第2項	再交付申請書の受理